

川上村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

川上村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

1

3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・

2

5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて・・・・・・ 3

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

川上村で働く教育職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な

管理を行うために策定する。

(2) 川上村の現状

○川上村では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針を、令和6年4月1日川上村立学校の管理運営に関する規則の中で定め、教育職員の在校等の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取り組みの結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況については次のとおりであった。

「令和6年度の時間外在校時間の状況」

	年平均	月45時間を上回る場合	月45時間を上回る場合
前期 課程	月 時間	%	%
後期 課程	月 時間	%	%

○時間外在校等時間が45時間を超える割合が30%以上と多くなっている。特に後期課程では、部活動の指導の業務の負担が大きくなっており、部活動の休養日の完全実施、外部指導者の活用等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法第

8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は次の通りである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・一箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・一年間における一箇月時間外在校等時間の平均時間が30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などによ

り

生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度

※ただし、毎年度の実施状況を検証し必要に応じて見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3種類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

○登下校時の

②教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・令和8年度、休日の全ての部活動を地域クラブに移行する。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・ICT等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等にか

かる事務負担

を軽減する

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(2) 学校における措置の推進

学校における以下を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育家庭における年間総授業数や週当たり授業時数については、

年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、
標準授業

時数を大幅に上回って編制される場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動の見直し、清掃時間頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工

夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法の規定を遵守する

とともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を

実施する。

- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して

職場改善を図る。

- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学

校に対し

て取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、かわかみ源流学園の教育職員の在校

等時間の

状況を把握し、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。

- ・学校での児童生徒支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、

関係

部局・関係機関とともに取り組む。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入してい

る

校務支援システムで把握し、その他の目標については、本村で導入してい

る

しているストレスチェックの結果から把握する。

- ・教育委員会において、各学校の状況を把握し、本計画の内容に照らして課

題が

見うけられるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外

在校等時

間が長時間となっているおる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が

課題

となっている時は、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、

学校

に対する支援・指導を実施する。

- ・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本

計画

実さ

の周知を行うとともに、管理職向けにマネージメント等に関する研修を充

リー

せる等、教育委員会からの支援を強化する。校長をはじめとした管理職の

も踏

ダーシップのもと学校運営協議会(令和9年度設置予定)における協議等

まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。